

# 下北地域半島振興計画

令和8年2月

青 森 県

## 目 次

はじめに	頁
1 計画作成の背景及び目的	1
2 計画期間	1
3 他計画との連携と調和	1
4 計画の体系	1
第1 基本の方針	
1 概 況	
(1) 下北半島地域の概況	4
(2) 周辺地域の概況	5
2 現状及び課題	
(1) 地域の現状	6
(2) 地域の課題	11
3 下北半島地域振興の理念、将来ビジョン	
(1) 下北半島地域振興の理念	12
(2) 下北半島地域の将来ビジョン	12
4 振興の基本的方向及び重点とする施策	
(1) 基本的方向	13
(2) 重点施策	14
(3) 目標	16
(4) 達成状況の評価	16

## 第2 振興計画

1	交通通信の確保	
(1)	交通施設の整備	17
(2)	地域における公共交通の確保	18
(3)	情報通信技術（ICT）の活用	19
2	産業の振興及び観光の開発	
(1)	農林水産業の振興及び競争力の強化	19
(2)	地域資源等の活用による産業振興	21
(3)	観光の開発	22
3	就業の促進	
(1)	むつ小川原地域の開発	23
(2)	産業集積の形成	23
(3)	産業人財の育成の取組	23
(4)	リモートオフィス等の整備	24
4	水資源の開発及び利用	
(1)	水資源確保対策	25
(2)	水資源の利用	25
5	生活環境の整備	
(1)	污水处理施設の整備	26
(2)	3R及び地域資源の有効活用	26
(3)	住宅関連対策	26
(4)	生活サービスの持続的な提供	26
6	医療の確保	
(1)	医療の確保を図るための対策	27
(2)	その他の対策	27
7	介護サービス及び障がい福祉サービスの確保	
(1)	介護サービスの確保及び充実	28
(2)	障がい福祉サービスの充実	28

8	高齢者及び児童福祉の増進	
(1)	高齢者の福祉の増進を図るための対策	28
(2)	児童の福祉の増進を図るための対策	29
9	教育及び文化の振興	
(1)	地域振興に資する多様な人財の育成	29
(2)	教育の充実	30
(3)	地域文化の振興	30
10	自然環境の保全及び再生	
(1)	自然環境の保全及び再生を図るための対策	30
(2)	海岸漂着物対策	30
11	再生可能エネルギーの利用の推進	
(1)	地域の理解や適正な事業規律の確保	31
(2)	再生可能エネルギー利用推進の取組の充実	31
12	地域間交流の促進	
(1)	地域間交流の促進のための方策	32
13	移住等の促進、人財育成及び関係者間連携	
(1)	移住、定住及び二地域居住の促進	32
(2)	人財の確保及び育成	32
(3)	関係者間連携の強化	33
14	半島防災の推進	
(1)	災害防除のための国土保全施設等の整備	33
(2)	防災体制の強化	33
(3)	所要の対策におけるK P I	34
15	その他地域振興に関する事項	
(1)	感染症発生時における住民生活の安定	34
(2)	生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮	34
(3)	ツキノワグマ出没対策	34

はじめに

## 1 計画作成の背景及び目的

本地域（むつ市を含む1市4町4村）は、昭和61年、半島振興法の地域指定を受け、以来、交通・産業等の基盤整備を中心とする様々な振興施策を推進してきた。その間、道路をはじめとする交通基盤の整備や地場産業の集積の面で、一定の成果をあげてきたが、令和3年8月の大雨では、土砂崩落や流木の影響による通行止め・孤立、さらにはライフラインの寸断・途絶といった事態が発生し、半島特有の防災面の課題が改めて浮き彫りとなるとともに、対策の重要性が再認識された。

また、全国を上回るペースで人口減少や高齢化が進行する中、産業基盤、生活環境等に関する地域格差の是正など、依然として様々な課題を抱え、振興の必要性の高い地域となっている。

一方で、本地域は、国土の保全、自然環境及び良好な景観の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給といった我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

本地域がこうした役割を安定的かつ継続的に担っていくに当たり、国が定める半島振興基本方針における、自立的発展の促進、生活の向上、定住の促進等、半島防災、国土の均衡ある発展及び地方創生の6つの観点を踏まえ、本地域の実情を考慮しつつ、本地域の活力を維持及び向上させる措置を講じるため、下北地域半島振興計画を策定するものである。

## 2 計画期間

概ね令和7年度から令和16年度までとする。

## 3 他の計画との連携と調和

本計画は、青森県基本計画「青森新時代」への架け橋（以下「青森県基本計画」という。）、国の国土形成計画（全国計画、広域地方計画）及び国土利用計画（全国計画、県計画、市町村計画）、国土強靱化基本計画、水循環基本計画並びに社会資本整備重点計画等のほか、むつ小川原開発基本計画、さらには本地域内市町村の長期総合計画等と整合を図るものとする。

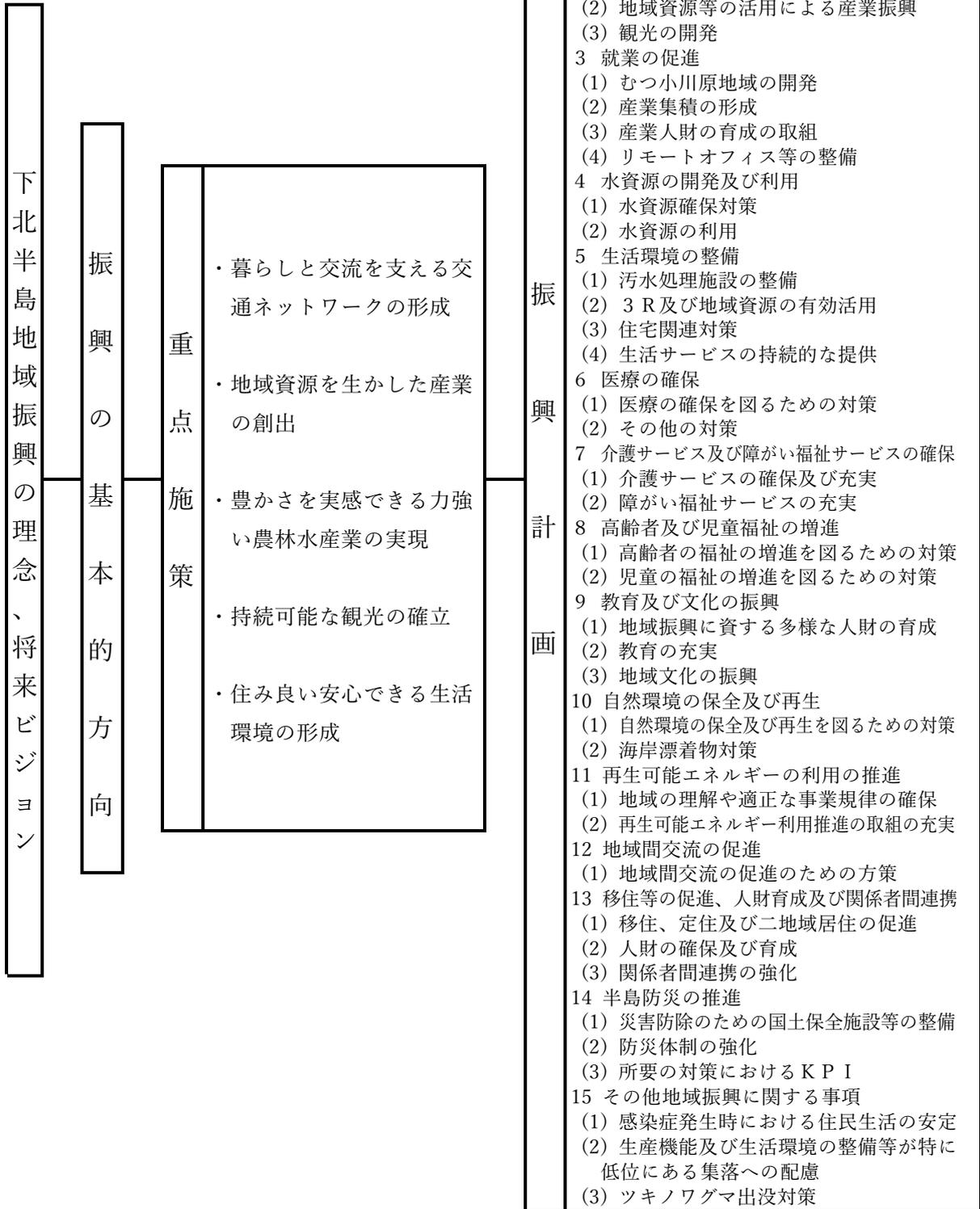
## 4 計画の体系

本計画は、まず地域の振興の理念を明らかにし、地域の将来の姿（ビジョン）を描いたうえで、理念にのっとりビジョンの具体化を目指す振興方策を推進す

るものである。

振興方策は、「基本的方向」のもとに「重点施策」を掲げ、その具体的な施策を「振興計画」として整理した。

# 計 画 の 体 系



## 第1 基本の方針

### 1 概況

#### (1) 下北半島地域の概況

本地域は、本県の太平洋側から北へ突き出した半島で、本州最北端に位置する。津軽海峡の最狭部約20kmを隔てて北海道と、平館海峡を挟んで津軽半島と相對している。

面積は県土の約22%に当たる2,087km<sup>2</sup>、人口は103,230人(令和2年国勢調査)で県人口の約8%となっている。これらはいずれも、日本全体の面積、人口に占める半島地域の割合の2倍強に当たり、全国に比べ、全県に占める比重の大きい地域ブロックの一つとなっている。

地勢は、恐山山地が広がる山がちな北半部と下北丘陵等なだらかな台地が広がる南半部とに大きく分けられ、昭和43年7月22日には恐山や仏ヶ浦、大間崎などが下北半島国定公園に指定されており、貴重な動植物の宝庫となっている。さらに、貴重な地質遺産や地域資源の保全、教育・観光・商品開発等の経済活動を行う下北ジオパークとして、平成28年度に日本ジオパークに認定され、その後2度再認定されている。また、陸奥湾が深く湾入することにより延長317kmに及ぶ長大な海岸線に恵まれており、良港も多い。

地域の72%が森林でヒバ(ヒノキアスナロ)の美林がみられる。農用地は9%に過ぎないが、丘陵地を中心に広い未利用地が存在し、畑作や畜産等の開発可能性が残されている。

気候は太平洋側は表日本型気候に属し、春の終わりから夏にかけての偏東風(ヤマセ)が吹く時期には低温、日照不足の日が続き、農作物等は被害を受けやすい。また、西部は日本海型気候に属し、11月から3月まで北西の季節風が降雪をもたらす。全体的に県内日本海側地域(津軽地域)より降雪量は少なめで、年平均気温も低い。

本地域には、縄文時代の早期～晩期各時代の遺跡が存在し、悠久の昔からの人間居住の跡がみられる。

本地域が史書に現れるのは、南北朝期(14世紀中～後期)の頃からで、糠部(ぬかのぶ)郡及び宇曾利郷と呼ばれた本地域は、ヒバ(ヒノキアスナロ)の良材や名馬を産出することで知られた。江戸期には西回り・東回り・蝦夷地回船の接合点として海運による全国的流通の一翼を担ったが、安政の開国後、外国貿易の進展による国内流通経路の変化や明治初年の山林国有化により、海上交易は衰微するに至った。

明治～戦前においては、我が国の開発政策の主眼が4大工業地帯の工業開発や植民地経営へと向けられたことから、本地域への開発投資は、軍港の整

備と併せて鉄道の敷設等がみられた程度であった。

戦後、国の復興策に合わせ本地域では地下資源の開発とそれを原料として活用する工業振興の取組が開始された。うち、砂鉄を原料とする鉄鋼を中心とした工業開発は実現に至らなかったものの、尻屋地区の石灰石を原料として、昭和54年、東北開発株式会社がセメント工場を開業し部分的には結実するに至った。

地域産業については、農林水産業の基盤づくりが展開されるとともに、観光開発も進められた。

また、地域発展の基盤としての交通体系の整備も港湾や道路を中心として徐々に進められる一方で、原子力の平和利用を含む、エネルギーの研究・開発及び利用に関する施設の立地が進められた。後に海洋地球研究船「みらい」となった我が国初の原子力船「むつ」の母港がむつ市に置かれた（当初大湊港、後に関根浜港）ことや使用済燃料中間貯蔵施設の事業開始、東通村では、東北電力株式会社東通原子力発電所1号機が営業運転しているほか、東京電力株式会社東通原子力発電所1号機が着工し、さらに両社とも2号機の建設計画がある。また大間町においても、全炉心にMOX燃料装荷を目指す電源開発株式会社大間原子力発電所が建設中である。

本地域の6市町村が含まれるむつ小川原地域においては、国家プロジェクトとしてむつ小川原開発を推進してきており、これまでに国家石油備蓄基地、原子燃料サイクル施設が立地・操業するとともに港湾、道路などの基盤整備が進められてきている。

## (2) 周辺地域の概況

本地域は、青森市、十和田市、三沢市及び北海道函館市に近接している。

青森市は、人口約28万人を擁する県庁所在市であり、青い森鉄道線及び国道4号によって本地域の付け根に位置する野辺地町と、さらにJR大湊線、国道279号及び国道338号によってその他の町村とも連絡している。近年のモータリゼーションの一層の進展や都市機能に対する本地域住民のニーズの高度化、多様化に対応した総合的な都市機能整備の遅れ等から、教育・文化、医療面をはじめ多くの分野に係る本地域の青森市との結びつきは強い。

十和田市（人口約6万人）及び三沢市（人口約4万人）は、上十三広域行政圏の中心都市であり、特に本地域の陸橋部を構成する4町村との行政的結びつきが強い。三沢市の三沢空港（米軍共用飛行場）は、本地域の空の玄関の機能を果たしている。

本地域の北端大間町からは函館市へカーフェリーが1日2往復（夏季等の増便期間：3往復）運航している。所要時間は約1時間30分で、いわば北海

道は指呼の間にあるといえる。元来、本地域の北部町村（大間町、佐井村、風間浦村）は、医療等の面で函館市との結びつきが強く、現在もそのつながりは続いている。

## 2 現状及び課題

### (1) 地域の現状

#### ① 下北半島地域の構成市町村

本地域は、むつ市、野辺地町、横浜町、東北町（東北町のうち東北地区）、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村の1市4町4村から構成されている。

市 町 村 名	面積 (km <sup>2</sup> )	平成 27 年国勢調査 人口(人)	令和 2 年国勢調査 人口(人)
むつ市	864.20	58,493	54,103
野辺地町	81.68	13,524	12,374
横浜町	126.38	4,535	4,229
東北町（東北地区）	209.72	8,920	8,060
六ヶ所村	252.58	10,536	10,367
大間町	52.09	5,227	4,718
東通村	295.32	6,607	5,955
風間浦村	69.46	1,976	1,636
佐井村	135.05	2,148	1,788
計 1 市 4 町 4 村	2,086.48	111,966	103,230
青森県	9,645.11	1,308,265	1,237,984

※ 市町村名は、令和 7 年 4 月 1 日現在の市町村名。

〔下北半島地域内における市町村合併の状況〕

むつ市：平成 17 年 3 月 14 日にむつ市、川内町、大畑町、脇野沢村が合併してむつ市となった。

東北町：平成 17 年 3 月 31 日に東北町と上北町が合併して東北町となった。下北半島地域としては、東北町のうち上北地区を除く東北地区が対象地域となっている。

資料：総務省「平成 27 年国勢調査」及び「令和 2 年国勢調査」

国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(令和 6 年)等

# 下北半島地域



## ② 人 口

令和2年の本地域の人口は、103,230人で、平成27年の111,966人より8,736人、率にして7.8%の減少となっている。本地域の人口は、昭和35年（人口149,291人）をピークに減少を続けており、この60年間で30.9%の減少となり、むつ市を含む全市町村で減少した。

年齢階層別人口構成では、令和2年の年少人口（0～14歳）割合は10.2%で、ピーク時（昭和35年、40.0%）の約3割に減少した反面、65歳以上の高齢人口の割合は、昭和35年（4.6%）の約8倍に当たる35.0%に増大した。

この人口の長期減少は、県全体の高校卒業者の4割以上が県外で就職している状況が続いているなど若者の地域外流出による社会減の進行と、少子化に伴う自然減が相まって生じているものと考えられる。

## ③ 産 業

本地域の産業構造を就業人口の構成比率（令和2年）からみると、第1次産業が11.5%（県平均11.1%）、第2次産業が24.3%（同19.6%）、第3次産業が63.8%（同67.1%）となっており、第3次産業の比率が高くなっているのが特徴であり、中でもむつ市は74.3%と特に高くなっている。また、第1次産業の中でも漁業の占める割合が43.8%と県平均（10.0%）の4倍以上と極めて高いのが特徴的である。

第2次産業就業者の割合は、県平均（19.6%）より4.7ポイント上回っており、本地域においては、建設業の割合（56.0%）が製造業（42.9%）より高くなっている。

本地域の1人当たり市町村民所得額をみると、297万円（令和4年）と県平均（270万円）の109.8%となっているが、原子燃料サイクル施設等が立地している六ヶ所村を除いた地域では244万円と、県平均の90.2%に止まっている。

## ④ 観 光

本地域は、仏ヶ浦・薬研溪流等の優れた景勝地、広い海域、日本三大霊場に数えられる恐山など豊富な観光資源に恵まれている。

令和5年の観光客入込数は、県全体の入込客数の7.0%に当たる延べ210万人となっている。

## ⑤ 交通基盤

本地域の道路網は、「半島循環道路」に指定されている国道4号（野辺地町のみ）の野辺地町から陸奥湾岸沿いに北上し、むつ市、大間町を経て函館市に至る国道279号及びおいらせ町から太平洋岸を北上し、六ヶ所村、東通村、むつ市、佐井村、大間町を経て函館市に至る国道338号、さらにこれらを補完する主要地方道8路線、一般県道26路線により形成されている。

国道279号は改良率が95%と整備が進んでいるが、むつ市大畑町木野部をはじめ、一部交通の隘路区間の整備が残っている。

国道338号は改良率が83%であり、未改良区間は、地形が厳しい東通村の太平洋岸を通る「白糠バイパス」、むつ市・佐井村の「海峡ライン」、むつ市の「大湊バイパス」区間の現道部に集中している。

本地域の県管理道路延長は約777km（県全体約3,683km）で、改良率は80%（県全体74%）、舗装率は81%（県全体69%）という状況にある。

また、高規格道路「下北半島縦貫道路」（むつ市～七戸町間約70km）は平成6年12月に計画路線に指定されて以来、順次整備が進められており、現在はむつ市の「むつ南バイパス」の一部区間と横浜町～野辺地町間の「吹越バイパス」、「有戸北バイパス」、「有戸バイパス」、「野辺地バイパス」計28.7kmが供用されているとともに、むつ市～横浜町間の「むつ南バイパス」のうち5.3km、「奥内バイパス」11.0km、「横浜北バイパス」10.4km、「横浜南バイパス」7.0kmの整備が進められている。

鉄道は、青い森鉄道線（野辺地町～東北町）、JR大湊線（野辺地町～横浜町～むつ市）の2線がある。

港湾については、重要港湾1港（むつ小川原港）、地方港湾6港（大湊港、野辺地港、川内港、仏ヶ浦港、大間港、尻屋岬港）がある。

海上交通は、大間～函館間フェリー及び脇野沢～蟹田間フェリー（冬期間運休）がある。

また、本地域に空港はないが、本地域に隣接する三沢市には、本県の県南地域の空の玄関口として三沢空港があり、現在札幌（丘珠）、東京（羽田）、大阪（伊丹）間の国内定期便が就航しており、近年は増便により、空港利用者数は増加基調にある。

## ⑥ 医療、福祉

本地域の人口10万人当たりの医師数は119.4人（令和4年）で、平成24年に比べ10.4人増加したが、依然として県平均（220.2

人)の54%程度に止まっている。

人口10万人当たりの歯科医師数は、41.7人(令和4年)で、平成24年に比べ5.7人減少し、県平均(55.9人)より14.2人少なくなっている。

人口10万人当たり病院病床数は、840床(令和5年)と、県平均(1,365床)の61.5%となっている。

社会福祉施設については、介護保険施設・地域密着型介護老人福祉施設が26施設、児童福祉施設が51施設、障害者支援施設が8施設となっている。

#### ⑦ 環境衛生

水道については、令和5年度末現在の水道普及率(簡易水道及び専用水道を含む)が97.4%で県平均の98.1%より若干整備が遅れている。

公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の污水处理施設については、令和6年度末現在の污水处理人口普及率が64.6%で、県平均の83.6%に比べ大幅に整備が遅れている状況にある。

#### ⑧ 教育、文化

高等教育機関については、むつ市内に青森大学むつキャンパス、八戸学院大学むつ下北キャンパス、青森明の星短期大学下北キャンパス及び弘前大学・青森中央学院大学むつサテライトキャンパスが設置されているほか、公共職業能力開発施設として県立むつ高等技術専門校がある。

図書館は、むつ市に4館(17.7万冊)、野辺地町(9.2万冊)、横浜町(1.7万冊)、六ヶ所村(4.8万冊)にそれぞれ1館の7館となっており、美術館、博物館及び博物館相当施設はない。歴史民俗関係の資料館は、むつ市、野辺地町、横浜町、東北町、六ヶ所村、東通村及び佐井村に各1館ある。

また、階段式ホールや会議室等を有する大規模な集会施設は、むつ市に下北文化会館(1,186席)、大間町に北通り総合文化センター(753席)、六ヶ所村文化交流プラザ(706席)の3施設がある。

スポーツ施設については、総合運動場が4施設(むつ市、野辺地町、東北町、六ヶ所村)、総合体育館が1施設(むつ市)あり、むつ市の陸上競技場は第2種公認競技場と高水準となっている。

また、四季を通じて、アマチュア野球、サッカー、テニス、ゲートボール、ソフトボールといったスポーツのほか、コンサートなど各種イベントにも利用できる多目的ドームの「しもきた克雪ドーム」がある。

## ⑨ 地域間交流

下北半島国定公園などの豊かな自然に恵まれ、伝統の祭りや郷土芸能、健康や癒し効果も期待できる豊富な温泉、地域固有の食など多くの魅力にあふれた本地域では、地域資源を活用した下北ジオパークの活動やユネスコ世界ジオパーク認定に向けた取組の推進、観光コンテンツの開発や観光地づくりに加え、質の高い受入体制の整備や、DMOによる情報発信など広域的な取組が行われている。

## (2) 地域の課題

### ① 地域を支える人財の確保

本地域では、少子化・高齢化や進学・就職を契機とした若者の県外転出等により、生産年齢人口が減少し、各分野において労働力不足となっているため、若者等にとって魅力的な働く場を創出し、人財の確保・定着を進める必要がある。

また、65歳以上の高齢者が半分以上を占める集落の増加が見込まれ、地域の支え合いがますます必要となっているため、引き続き、住み慣れた地域で生活していくためには、コミュニティ機能の強化や、地域を支える人財育成に取り組んでいく必要がある。

### ② 地域産業の生産性向上・収益性向上

人口減少が進む中であっても、地域経済が持続的に発展していくためには、地域の資源・特性を踏まえ、地域内の産業が持つ潜在能力を最大限に引き出し、競争力を高めることにより、域外から資金を獲得し、域内で循環させ、所得と雇用を継続して生み出していく必要がある。

また、デジタル化の進展や物価高騰など、本地域を取り巻く社会経済環境が変化する中においては、各産業分野におけるDXを推進し、生産性と収益性の向上を図る必要がある。

### ③ 地域の暮らしを支える仕組み・基盤の構築

令和3年8月の豪雨災害で道路の寸断や孤立地域が発生したように、自然災害が激甚化・頻発化し、多大な被害が発生している。また、人口減少や高齢化に伴い、地域住民による災害対応が難しくなっている。なお、本地域には原子力施設が多数立地していることから、原子力防災対策の充実を図る必要がある。

どんな状況下でも地域住民の命と暮らしを確実に守り続けるためには、災害や危機に強く、発災後も迅速に回復できる県土づくりと、地域住民一

人ひとりが防災の取組を実践できる地域の防災力が必要である。

未婚化や晩婚化の進行に伴い、本地域の出生者数は減少が続き、合計特殊出生率の低下も続いているため、社会全体でこどもや子育てを応援する気運の醸成や、結婚から妊娠・出産・子育てまで各段階やニーズに応じた支援体制の構築とその充実など、男女が共に子育てに伴う喜びを実感し、安心して子育てできる環境づくりが必要である。

依然として厳しい医師不足の状況にあり、地域間・診療科間で医師の偏在がみられることから、医師の育成・確保に計画的に取り組むとともに、高齢化の進行による医療ニーズの変化、新興感染症や激甚化・頻発化する自然災害などに対応していくために、医療連携体制を充実・強化する必要がある。

### 3 下北半島地域振興の理念、将来ビジョン

#### (1) 下北半島地域振興の理念

本州最北端に位置する本県は、三方を海に囲まれ県そのものが半島地形であるとともに、人口減少、若者の県外流出、全国下位の県民所得や平均寿命など、長年にわたり解決できていない課題が数多くある中、本県平均を上回るペースで人口減少や高齢化が進行している本地域においては、これらの課題が顕著である。

デジタル技術の劇的な進化など時代の大きな変わり目にあって、本県のポテンシャルとこれまで積み上げてきたチャレンジの成果を生かし、突破口を開き、流れを大きく変え、解決の方向へ転換していくチャンスを活かすため、青森県基本計画において、本県が直面する多くの課題を乗り越え、新たな時代を実現していくための基本理念として掲げている「AX（Aomori Transformation）～青森大変革～」を本計画における基本理念としても位置付け、本地域の実情を考慮しつつ、地域住民の目線で、本地域の抱える様々な課題に立ち向かい、新たな地域振興を図る。

#### (2) 下北半島地域の将来ビジョン

下北半島地域の振興の理念に基づき、将来ビジョン（将来像）については、青森県基本計画において、本県の将来のあるべき姿を中長期的な視点で描き、2040年のめざす姿として設定した「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」を本地域における将来ビジョンとして位置付ける。

### 4 振興の基本的方向及び重点とする施策

本地域を取り巻く環境の変化を展望しながら、本地域振興の理念にのっとり、

将来ビジョンの具体化に向けて、青森県基本計画に掲げる7つの政策テーマ（しごと・健康・こども・環境・交流・地域社会・社会資本）を基本的方向として、本地域の振興を図ることとする。

## (1) 基本的方向

### ① しごと

地域の強みである農林水産業を中心に、魅力ある地域資源を生かし、地域外から稼ぐ力と活発な域内循環により、所得向上、雇用の活性化を図り、地域経済を力強く好循環させる。

### ② 健康

健康的な生活習慣と疾病に関する正しい知識を地域住民が身に付け、実践するとともに、地域医療を支える医療従事者を安定的に確保するほか、デジタル技術の活用等による広域医療連携体制を円滑に運用することで、誰もが住み慣れた地域で安心して医療サービスを受けられる環境を整える。

### ③ こども

結婚・妊娠・出産・子育て等に関する支援体制を整備し、安心してこどもを産み育てられる社会を形成するとともに、デジタル技術を活用した質の高い教育を提供することで、こどものウェルビーイングを実現し、こども・若者に必要な支援を行き届かせる。

### ④ 環境

自然環境、自然景観、地域の文化等に配慮した地域と共生する再生可能エネルギーの導入や環境・エネルギー関連産業の成長・拡大により、環境と経済の好循環を生み、地域の活力を最大限発揮させるとともに、省エネルギーなど徹底した温室効果ガスの排出抑制対策や、森林整備などの吸収源対策の促進により、地域の豊かな暮らしや貴重な自然環境を守る。

### ⑤ 交流

地域内外との自由な往来が可能な交通手段を確保するとともに、来訪者に多様な伝統・文化、雄大な自然や豊かな食など地域の強みを生かした体験を提供し、幅広い分野で交流や消費を拡大させるほか、世界で活躍するグローバルな視点を持った人財を育成する。

## ⑥ 地域社会

地域内外の様々な担い手と地域との多様なつながりを構築することで、地域の特色や強みを発揮し、新たな地域活性化につなげるとともに、人や社会とのつながりを現実とデジタルの双方で保つことで、地域住民がそれぞれのニーズに合った行政サービスや社会サービスを受けられるなど、安心して快適な日常生活を送れる環境を整える。

## ⑦ 社会資本

住民の命と暮らしを守ることを最優先として、日常生活で利用するインフラの整備や機能強化、あらゆる災害や危機に備えた強靱化を推進するとともに、有事の際には、自助・共助の行動により、社会全体で地域を守り合う。また、デジタル技術の活用や防災機能を強化した広域道路ネットワーク整備により、被害の抑制や迅速な復旧復興を可能とする。

## (2) 重点施策

基本的方向を実現していくため、本計画の期間内において、以下の5つの重点施策を推進する。

### ① 暮らしと交流を支える交通ネットワークの形成

安心して移動・外出できる地域公共交通ネットワークの確保・維持のために、新たな需要に応じた取組の推進や地域公共交通の利便性向上・最適化を図る。

また、安心して快適な地域社会を形成し、広域交流の促進や地域間の連携強化を図るため、高規格道路である下北半島縦貫道路や半島循環道路、その他の主要地方道、一般県道などの整備を推進し、地域内の道路網におけるミッシングリンクの解消に努める。

### ② 地域資源を生かした産業の創出

本地域内の経済が持続的に発展していくため、地域内産業が社会経済環境の変化に的確に対応し、地域資源・特性を生かしながら、多くの外貨を獲得するとともに、若者をはじめ誰もが希望を持って働くことができるよう、所得増につながる生産性を向上させる。

具体的には、デジタルマーケティング等の活用やインバウンド向け商品の開発、GXや省エネルギー化による経営コストの削減、地域課題に対応したライフ（医療・健康・福祉）関連産業や未利用資源を活用したアップサイクルビジネスの創出、円滑な事業承継の促進などを通じて、地域の未

来につながる産業の創出・承継を推進する。

さらに、核融合エネルギーの早期実現のため、ITER計画と並行して取り組まれる「幅広いアプローチ（BA）活動」の展開により、「世界における新たな科学技術創造圏」の形成を目指し、エネルギー科学技術分野における研究機能の集積を高めていくほか、脱炭素社会の実現に向け、本地域が持つ豊富な資源を再生可能エネルギーのエネルギー源として活用していくとともに、経済的メリットを活用して地域の活性化につなげていくため、再生可能エネルギーの地産地消や環境・エネルギー関連産業の集積を進めていく。

③ 豊かさを実感できる力強い農林水産業の実現

今後も本地域を支えていくこととなる基幹的な産業である農林水産業については、消費動向や気候変動、物価高騰、スマート技術の発達など、取り巻く環境の変化にしっかりと対応しながら、販売力強化、生産性向上、人財育成及び農山漁村振興の取組により、「農林水産力」の強化を図る。

④ 持続可能な観光の確立

付加価値の向上、多様な来訪者が快適に滞在できる環境づくり、観光DXの推進と持続可能な関連産業の確立、青森ファンを増やす情報発信、国内外からの誘客の強化を通じて、本地域における観光消費額の拡大や連泊の推進を図る。

⑤ 住み良い安心できる生活環境の形成

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生の可能性や、近年の大雨災害の頻発化、原子力防災対策の必要性を踏まえ、地域住民が防災上の課題を「じぶんごと」として捉え、防災への取組を実践するために、啓発・防災教育の充実を図るとともに、流域治水によるハード・ソフト一体となった事前防災対策や防災公共※の推進により、誰もが安全に暮らせるまちづくりを進める。

※ 防災公共：災害時に人命を守ることを最優先に、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組

また、多様化する生活上の課題について、地域住民が必要な支援を切れ目なく受けられるよう、持続可能な地域医療サービスの整備や、安心してこどもを産み育てられ、高齢者・障がい者等が暮らせる環境づくりを推進する。

(3) 目標

本計画の実施を通じ、計画期間である令和7年度から令和16年度までの本地域における人口増減率が、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」に基づく本地域の人口増減率を上回るよう、人口減少の加速に歯止めをかけることを目指す。

(4) 達成状況の評価

本計画の進捗状況や本計画に基づく取組の評価を行うため、作成5年後を目途にフォローアップを実施する。

## 第2 振興計画

重点施策の具体化を図るため、以下に掲げる取組（「振興計画」）を積極的に推進する。

### 1 交通通信の確保

交通通信施設の整備は、本地域が有する大都市圏との遠隔性の緩和、県内地域との時間距離の短縮等をもたらし、本地域の工場立地条件の向上、市場の拡大、輸送の安定化、医療サービスの向上等の効果を生むほか、自然環境や伝統文化、特産品など都市にはない本地域の魅力発信に貢献するものである。また、都市と本地域との人、物、情報の交流・連携を通じて、教育や芸術・文化の振興にも寄与するものである。

本地域の産業、教育、福祉の充実等のためには、情報通信技術（ICT）の活用も重要である。

特に本地域の場合、中心市のむつ市の市街地までの所要時間を短縮することが重要であることから、1時間交通圏（本地域のどこからでも中心都市のむつ市の市街地へ1時間以内に到達できる交通圏）の形成を図るとともに、隣接地域等との連携・交流を推進する観点から、道路と併せて航路の整備を推進する。

こうしたことを踏まえ、以下の施策の積極的な推進を図る。

#### (1) 交通施設の整備

##### ① 道路の整備

東北縦貫自動車道八戸線に接続する高規格道路である「下北半島縦貫道路」において、令和14年度までの完成を目指し、整備を推進する。

また、1時間交通圏の形成を図るため、半島循環道路やその他の主要地方道、一般県道の整備を推進する。

半島循環道路に指定されている国道279号については、むつ市から野辺地町までの区間の高規格道路としての整備のほか、むつ市大畑町木野部などの急勾配、急カーブ区間の整備を推進し、交通の安全確保、特に冬期間交通の円滑化等を図る。また、大湊バイパス等の国道338号については、交通環境の改善及び観光をはじめとする産業振興に寄与する半島一周道路として整備を推進する。

下北半島縦貫道路や国道279号、国道338号等については、原子力発電所やむつ小川原開発等のプロジェクトを支援し、有事の際の避難や物資輸送等に重要な道路としても整備を推進する。

これらを補完する主要地方道（東北横浜線等）及び一般県道（泊陸奥横浜停車場線等）についても、整備状況や緊急性等を勘案して、その整備を

進める。

市町村道については、国県道と有機的な連携を図りながら整備を進める。

## ② 鉄道の整備

北海道・東北の各拠点都市や首都圏への時間距離の短縮を図るとともに、本地域の観光開発や地域の経済活動のために、東北新幹線及び北海道新幹線へのアクセス等の利便性向上に取り組む。

また、東北新幹線八戸駅及び新青森駅開業に伴い J R 東日本から経営分離された旧 J R 東北本線目時・青森間については、青い森鉄道線として引き続き適切な維持を図るとともに、下北半島唯一の鉄道である J R 大湊線についても強風による列車運休の改善など利便性の向上を J R 東日本に働きかける。

## ③ 港湾、航路の整備・充実

むつ小川原港は、むつ小川原開発の重要な社会基盤であり、需要に対応した施設の拡充を随時検討し整備を行う。大湊港は、下北半島地域発展のための拠点としての機能や大型客船の寄港、半島防災における緊急物資輸送拠点・救援活動の拠点となるよう、適切な維持管理を継続する。

大間港は北海道への交通の拠点として、仏ヶ浦港は観光の拠点として、尻屋岬港は避難港としての機能を確保するよう、適切な維持管理を継続する。

航路については、本地域、津軽半島地域及び渡島半島地域の連携・交流の推進、広域観光の促進等を図るため、陸奥湾内の海上交通及び渡島半島地域との航路の維持を図る。

## ④ その他

道路整備の進展等に応じ、路線バス等の利便性を高め、本地域内及び周辺地域とのアクセスの向上を促進する。

## (2) 地域における公共交通の確保

公共交通は、地域住民の通学や通院など地域内移動の足として、また、新幹線駅や空港等高速交通体系と接続する交通として、日常生活・社会生活に不可欠な役割を果たしているものの、モータリゼーションの進展や人口減少に伴う利用者の減少により、その維持が重要な課題となっている。

このため、県、市町村、交通事業者が一体となり、公共交通ネットワークを将来にわたって維持・確保していくため、青森県地域公共交通計画及び下北

地域公共交通計画に基づき、本地域における交通の要衝である下北駅等を交通ネットワークにおける拠点として、鉄道、バス、タクシー、乗合タクシーや公共ライドシェア等を活用した地域公共交通の再構築により、「交通空白」の解消等を推進する。

### (3) 情報通信技術（ICT）の活用

#### ① 情報通信基盤の整備

ブロードバンドの活用により、地域内の高度情報通信ネットワークの整備を図りながら、これを利用して誰もがどこでも情報化の成果を活用できるよう、ネットワーク利用環境の整備充実を図る。

また、国等の支援を得ながら、地区単位の電波障害の克服や携帯電話サービスの利用促進のため、本地域にラジオ難視聴解消施設や移動通信用鉄塔施設等の整備を図るとともに、携帯電話のサービスエリアの拡大を図る。

これらの基盤を効果的に推進するため、基礎となるブロードバンドの整備充実を促進する。

#### ② 教育DXのための環境整備

教育DXの推進に向け、一人一台端末環境や安定した通信環境を整備し、児童生徒の情報活用能力の育成を図る情報教育を推進する。

一般住民に対して情報リテラシーの向上を図るとともに、地域の情報化を担う人財の育成に努める。

## 2 産業の振興及び観光の開発

本地域に国家的な科学技術研究拠点を形成するとともに、個性的な産業を築くためには、地域産業の科学技術開発に対するサポート機能の向上を図ることや、海に恵まれた本地域の特徴や可能性に立脚した振興方策を展開すること、他地域に先駆ける先導的な取組を進めることが必要である。また、本地域内の1～3次産業がそれぞれ連携しながら力を結集していくことが重要となっている。

したがって、これらの観点に立った以下の施策を推進する。

### (1) 農林水産業の振興及び競争力の強化

青森新時代「農林水産力」強化パッケージに基づき、農林水産業が持続的に発展する社会を実現するため、生産者の所得向上を重視した取組を推進する。

## ① 農業の振興

次代を担う人財を確保・育成するとともに、生産者が所得向上により豊かさを実感できる農業を実現するため、付加価値の高い高品質な農畜産物を安定的に生産する産地体制の維持・強化や多様なニーズに対応できる産地の育成、環境負荷を低減した農業を推進する。

本地域においては、地域で発生する家畜排せつ物の堆肥化、施用等による健康な土づくりの推進に加え、農薬・化学肥料の低減に向けた取組の推進により、みどり認定者数の拡大を図る。また、気象変動に対応した災害に強い産地づくりに取り組む。

そのため、地域における生産・経営から流通までを総合的に支援し、畜産と野菜、畑作、花きの生産を組合わせた複合経営の確立を図る。

生産性の高い農業を実現するため、スマート農業の実装を可能とする基盤整備を推進するとともに、担い手への農地の集積・集約を加速化する。

農業生産の近代化と農産物の流通の合理化等に資する農道の整備を推進するほか、農業水利施設の更新・長寿命化対策や、防災重点農業用ため池の地震・豪雨対策を実施し、農業用水の安定供給や豪雨時における洪水被害等の軽減を図る。

畜産については、肉用牛及び乳用牛生産の一層の振興を図るため、むつ市、東通村及び横浜町並びに大間町において畜産経営の担い手を育成するための事業を推進する。

## ② 林業の振興

本地域の森林は、スギ、マツ類を主体とした民有林とスギ・ヒバ、ブナ・ナラ類を主体とした国有林からなり、その面積は約141,500haで、地域面積の68%を占めている。

そこで、森林が有する水資源のかん養や、地域住民の生命・財産を守る土砂災害の防止など多面的機能の維持・向上を図るため、森林の集約化や低コスト再造林など森林整備や治山施設の整備を推進するほか、松くい虫・ナラ枯れ被害の拡大防止に向けた森林病虫害対策の強化を促進するなど森林環境の保全を図る。

生産性向上を図るため、森林クラウドシステムやドローンレーザなどスマート林業技術等を活用した林業のデジタルシフトを進めるとともに、県産材の需要拡大に向けて、県産材のイメージアップにより公共建築物での利用促進や、製材品の生産性向上と供給体制の整備を図る。

### ③ 水産業の振興

漁獲量が大きく減少する中、水産資源の持続的利用と漁業者の所得向上を両立させるため、ホタテガイやサーモン、ナマコなどの「つくり育てる漁業」を一層推進するとともに、水産資源の早期回復に向けた「資源管理型漁業」を着実に推進する。

生産基盤の整備として、漁業就労環境の改善や養殖水産業を支援する漁港整備のほか、沿岸性魚種の資源回復を図る藻場造成などの漁場整備を計画的に進める。併せて、共同利用施設等の整備を図る。

### ④ 鳥獣被害の防止

本地域では、サルの分布として世界北限で天然記念物に指定されているニホンザルや、ツキノワグマ等の鳥獣による農作物被害が目立ってきているため、生息地に関わる適正な保護管理を進め、併せて、監視や追い上げ、電気柵の設置等の対策を推進し、農作物被害の未然防止と共存を図る。

## (2) 地域資源等の活用による産業振興

### ① 商業の振興

商業者と地域住民及び行政が一体となった魅力ある街・商店街づくりを進めるため、人々がふれあい、交流し、くつろげる魅力ある街・商業空間づくり、商店街を対象とした公共施設の配置のほか、高齢者や障がい者に配慮した空間・機能等福祉の街づくりの観点に立った整備、空き店舗の解消に向けた共同事業等の取組への支援、商店街同士の連携によるイベント開催等広域的な商店街活動への支援を進める。

個店の経営やイメージアップに関する指導の充実を図り、多様化する消費者のニーズに対応するための事業者の経営努力をサポートするほか、円滑な事業承継やチャレンジングな創業・起業を促進する。

### ② 工業の振興

本地域では、原子力発電所や原子燃料サイクル施設の立地に加え、本県の産業政策に対応した環境・エネルギー等に関する研究開発、バイオマス資源や未利用資源の利用に関する研究開発、需要の高い健康増進食品や高機能性食品に関する研究開発が進められている。全国有数の風力発電施設が立地するなど、我が国のエネルギー政策を支える重要な役割を果たしており、これら発展の芽をさらに伸ばし、地域産業の振興につなげていく。

地方独立行政法人青森県産業技術センター下北ブランド研究所を中心とした試験研究機関相互の連携や産学官の連携をより密にし、地域企業の独

創性・優位性のある技術開発、新規分野への進出及び創業に向けた支援機能の強化に努めていく。

こうした産業拠点づくりに対応して、開発の波及効果を地域に広げていくために、県立むつ高等技術専門学校等を中心として、経済社会の変化や地域ニーズの変化に対応した人財育成を推進する。

### ③ 地域資源の活用

地域産農林水産物が有するポテンシャルを幅広い産業へ波及させることで、地域内産業全体の持続的な発展と活性化につなげるため、農林水産物の生産・加工・流通・販売といったアグリ関連サプライチェーンで生じる付加価値の拡大を図る。

南部裂織などの伝統工芸品について、新規需要の開拓や魅力発信を行い、産業振興や次世代への継承を図る。

### (3) 観光の開発

旅行形態の変化や多様化する観光客ニーズ等に的確に対応し、本地域が有する豊富な温泉をはじめ自然、食、祭りなどの地域資源の魅力を高め、国内外に戦略的に発信するとともに、農泊などの地域特性に応じた観光コンテンツ開発や観光地づくりを進め、通年・滞在型観光を推進する。

北海道新幹線（新青森駅～新函館北斗駅）の青函共用走行区間における高速走行や道路網の整備、さらには青森空港や青森港の国際化等を踏まえ、本地域と津軽半島、渡島半島が一体となった広域観光を推進するため、北海道南地域と連携を図り、取組を強化する。

観光インフラの整備に当たっては、観光客に多様な選択肢を提供できるように複線的な整備を図ることとし、移動手段については、半島循環道路をはじめとする道路整備のほかに、鉄道、陸奥湾内や渡島半島地域への海上交通の利用促進を進めるとともに、観光客の多様なニーズに対応できるコンテンツづくりを推進する。

県が管理する既存の観光施設について、国の交付金等により整備を推進するほか、市町村による観光拠点の整備を促進する。

## 3 就業の促進

本地域の農林水産物、エネルギーなどの豊富な地域資源と、地域内の企業が持つ優れた技術や地域外企業の進出により、新製品開発や新事業進出が活発に行われるよう取り組む。

本地域の企業の製品やサービスの価値が国内外で認められるよう取り組むと

ともに、中小企業の経営安定に向けた取組を行い、本地域における雇用の場の創出、拡大を図る。

本地域の将来を支える若者の定着に向けて、安定的で良質な雇用の場の創出を進めるとともに、若者をはじめとする多様な人財が、それぞれの希望や状況に応じて、能力を発揮し活躍できる環境を整えるため、以下の施策を推進する。

#### (1) むつ小川原地域の開発

むつ小川原地域においては、新むつ小川原基本計画（平成19年5月閣議口頭了解）に基づき、地域の特性を活かし、環境・エネルギー及び科学技術の分野において、研究開発機能等の展開と成長産業等の立地展開を図ることとしている。

今後、国内外の産業動向を踏まえ、環境・エネルギー分野等における実証試験や技術開発を推進しながら、成長産業等の立地展開を図り、我が国の構造改革の先進モデルとして今後の改革推進の原動力ともなることを目指していく。

#### (2) 産業集積の形成

##### ① 環境・エネルギー関連産業の集積

本地域において、国際的なエネルギー開発・供給拠点の形成が進む中、エネルギー分野における研究開発等を通じた先端技術・ノウハウ蓄積を活かした新技術・新産業の創出を促すとともに、需要拡大が見込まれる環境リサイクル・環境配慮素材関連産業、省エネルギー・省力化技術関連産業及び新エネルギー関連技術産業の集積を促進する。

##### ② 地域の特色を活かした食品関連産業の集積

豊富な農林水産資源や加工技術の蓄積等の地域の特色を活かし、食品関連産業の更なる集積を図るとともに、研究開発や加工技術の開発などを進め、新技術・新産業の創出を促進する。

##### ③ G X 関連産業の集積

本県の高いエネルギーポテンシャルを生かし、データセンター集積の一大拠点を目指すとともに、G X 関連産業の集積に取り組む。

#### (3) 産業人財の育成の取組

職業能力開発施設や民間における訓練の実施、教育機関等との連携による研究開発の推進、ベテラン人財が培ってきた技術の継承等、産学官一体とな

った創造的な産業活動に対応できる産業人財の育成やU I J ターンの推進による中核人財の確保を進めるとともに、若年者、中高年齢者、障がい者、移住希望者等の求職者への能力開発等の支援を通じて、その就職活動等の円滑化を図り、安定就労を促進する。

#### (4) リモートオフィス等の整備

リモートオフィスやコワーキングスペース等を整備し、技術や専門知識、人的ネットワーク等を持つ技術者や起業家などの移住・定住・二地域居住を促進することで、経済活動や地域活動の担い手を確保する。

### 4 水資源の開発及び利用

本地域は、川内川、大畑川、田名部川水系、野辺地川など多くの河川が流れ、田名部平野が浅層地下水の包蔵体となっていること、大畑層や砂子又層などの深層地下水帯が分布していることなどから、平成27年から令和6年までの10年間をみても取水制限の実施や農作物等に被害を生じる渇水の発生はなく、水資源には比較的恵まれた地域である。

しかし、日常利用している淡水の多くは、降雨や降雪といった自然現象によってもたらされる限られた資源であり、これを有効に利用できるようにするためには、計画的な水資源開発を進める必要がある。

一方、環境保護の観点などから、水資源開発の適地を選定することは、今後ますます困難になるものと考えられるため、水を可能な限り有効に利用し、健全な水循環系を維持していくことが重要であり、地震などの自然災害において、生命や生活のために必要な水の確保に向けて、基幹的な水道施設の安全性や早期復旧できる体制の確保が必要である。

また、水資源を本地域の基幹産業である農林水産業での利用面からみると、豊かで良質な水資源は、安全・安心な農林水産物の生産を支え、住民生活や産業活動にとっても必要不可欠である。

このため、将来にわたって、安全・安心な農林水産物の生産が可能となる環境を整えられるよう、地域住民・農林漁業者、行政等が連携を図りながら、山から川・平野部、海までを一体的に結んで、

- ① 水源のかん養機能の向上
- ② 水への負荷軽減
- ③ 水質の浄化・改善
- ④ 水の循環の健全化
- ⑤ 水辺環境の向上等

の視点に立った取組を実践していく。

特に、その源泉である森林の水源かん養機能の向上を図るため、地域住民の参加による植樹活動等の森づくりを推進することが大切である。

したがって、これらの観点に立った以下の施策を推進する。

#### (1) 水資源確保対策

安定した水の供給を確保するため、将来の水需給量を見通した上で、水資源開発を進める。

生活用水の老朽管更新等による漏水防止対策、工業用水の回収率の向上、下水・産業排水の再生利用や雨水等雑用水の有効利用を促進する。

森林の水源かん養機能の向上を図るため、郷土樹種による多様な森林の整備・保全や間伐の適切な実行を促進するとともに、森林ボランティア・農業者・漁業者・県民の参加による植林・保育活動等の森づくりを推進する。

#### (2) 水資源の利用

水を生活用水や工業用水、農業用水として利用するほか、水が併せ持つ多面的機能の活用を図る。水辺の環境は、人々にやすらぎと潤いを与えることから、親水空間として整備するほか、ビオトープなど青少年に対する自然観察や自然体験の場として利用する。また、スポーツやレクリエーションへの活用を図る。

しかし、水はそれ自体が洪水、土石流、地すべりなど自然災害の原因となることもあり、水資源開発に際しては、これら水の持つ負の影響に対する対策も総合的に講じていく必要がある。

特に、農林水産業での利用面においては、水への負荷の軽減を図るため、農薬・化学肥料の低減に向け、有機農産物や特別栽培農産物の生産など、環境にやさしい農業の取組を推進するとともに、水質の浄化と生態系の保全を図るため、間伐材・ホタテガイ貝殻など地域資源を活用した水路の整備や、農地及び灌漑施設の適切な保全・管理等を推進する。

### 5 生活環境の整備

安全性や快適性・利便性といった普遍的な価値が得られる良好な生活環境は、本地域に暮らす住民の誰もが志向するものとなっている。

このため、本地域においては、都市住民との交流や観光を推進していく上で重要となる污水处理施設の整備、廃棄物の発生抑制を前提とした処理施設、3Rや地域資源の有効活用、誰もが快適な生活を送れる地域に適した住宅建設や空き家の有効活用、地域住民が安心できる生活環境に必要なサービスの持続的な提供を積極的に進める必要があることから、以下の施策を推進する。

### (1) 汚水処理施設の整備

生活雑排水の増加等に対応し、生活環境の向上や公共用水域の水質改善に対応するため、引き続き下水道等の汚水処理施設の整備を促進する。整備に当たっては、地域の実情に応じ、公共下水道のほか、農業集落排水、漁業集落排水、小規模農業集落排水、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽の事業を活用し計画的な整備を図る。

### (2) 3 R及び地域資源の有効活用

一般廃棄物については、資源の循環利用の推進、最終処分場の長寿命化の観点などから、効率的な原材料の利用、製品の長期使用など、可能な限り廃棄物の発生抑制や減量に取り組んだ上で、リサイクル関連施設や廃棄物処理施設の整備充実を図る。

し尿処理施設については、下水処理施設の整備状況等本地域の実情に応じて計画的な整備を図る。

ホタテガイ貝殻や製材残渣などの地域のバイオマス資源の有効活用に向けた取組を推進する。

### (3) 住宅関連対策

住宅の長寿命化をはじめ積雪寒冷地に対応した省エネ化、再生可能エネルギーの活用等の普及を図り、地域の気候風土・住文化に対応した住宅づくりを進める。

こどもから高齢者、障がい者まで誰もが安心して暮らせる生活環境の形成を図る。

空き家バンクへの登録や住宅セーフティネット制度の活用を推進することで、空き家の有効活用を図る。

### (4) 生活サービスの持続的な提供

人口減少、少子化・高齢化が急速に進む本地域においては、地域コミュニティの機能低下及び福祉人財の不足が深刻化することが予想されることから、こども・障がい者・高齢者を対象とした総合的な福祉サービスの提供と拠点づくりを進めることとする。

## 6 医療の確保

高齢化の進行などによる疾病構造の変化に的確に対応していくため、医療施設の機能分担や遠隔医療の導入、広域的な連携を促進するとともに、地域に根ざした「かかりつけ医機能」の普及・定着を図る。

無医地区等への巡回診療、診療所への医師の派遣等、へき地を含む地域医療の確保対策を進める。

#### (1) 医療の確保を図るための対策

へき地医療を担う拠点病院の施設・設備を充実するとともに、これらの病院による無医地区等への巡回診療やへき地診療所への医師派遣、無医地区等と医療施設を結ぶへき地患者輸送車の整備促進等を引き続き進め、医療サービスの確保に努める。

地域に勤務する医師の確保を図るため、弘前大学や自治医科大学等の協力を通じて医師の養成を図るほか、負担軽減のため、応援先病院への移送を継続する。

地域の交通事情や医療資源の特殊性に鑑み、ドクターヘリによる患者搬送への対応や消防機関等との日常的な連携強化を図り、地域全体としての救急搬送体制の確立を図る。

#### (2) その他の対策

本地域は、下北地域保健医療圏と上十三地域保健医療圏の2つにまたがっている。

下北圏域は、地理的条件や交通条件により、場所によって医療機関まで相当の時間を要する地区が点在しており、医療の確保が特に困難な地域である。圏域全体の救急・高度医療、へき地への診療支援などの多くの医療的役割をむつ総合病院が担っているが、入院病棟の耐震性及び老朽化の課題に対処するため、病棟整備事業を推進する。

北通地区では大間病院を、西通地区ではむつリハビリテーション病院を中心に、中核病院であるむつ総合病院との機能分化及び連携強化を図りながら医療を確保している。

上十三圏域のうち、北部上北と呼ばれる地域については、公立野辺地病院を中心とした診療支援や医療連携により、地域医療の確保を図っている。

医師不足の中で、限られた医療資源を有効に活用し、医療の地域格差を是正するため、情報通信技術（ICT）の活用によるオンライン診療をはじめとした遠隔医療の導入を進め、医療機関の役割分担と連携の強化を図る。

### 7 介護サービス及び障がい福祉サービスの確保

他地域を上回る高齢化が進行している中、地域社会の一員として高齢者が安心して自立した生活を送るための介護サービスや、障がい者や障がい児が日常生活や社会生活を送るための障がい福祉サービスの支援が必要となっているこ

とから、以下の施策の推進に努めることとする。

(1) 介護サービスの確保及び充実

通所介護や小規模多機能型居宅介護において、介護従事者の確保や、介護サービスに関する知識や技術の習得促進、介護ロボットなどのテクノロジーの導入、介護施設の整備を行うことで介護サービス内容の充実を図る。

(2) 障がい福祉サービスの充実

障がい者や障がい児へのケアに係る医療従事者等の確保や、入所施設等の整備を行うことで、障がい福祉サービス内容の充実を図る。

8 高齢者及び児童福祉の増進

住民の誰もが長寿を保ちながら生きがいに満ち、安心して暮らすことのできる社会システムの構築とこどもを健やかに生み育てるための制度・環境づくりが必要となっていることから、以下の施策の推進に努めることとする。

(1) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

① 保健・医療・福祉施設等の整備の推進

高齢化の進行に伴い、急増が見込まれる要介護高齢者に対しては、保健・医療・福祉の各分野の連携のもとに、最も適切なサービスを切れ目無く包括的に提供するシステムの構築が重要であることから、保健・医療・福祉の相互連携を強め、総合的な支援を図るためのマンパワーの確保や拠点施設の整備等の推進を図る。

高齢化の進行、認知症高齢者の増大等に対応し、介護予防拠点の整備、在宅サービスの充実強化、特別養護老人ホーム等の入所施設の整備等、必要な公的介護施設等の整備を推進する。

高齢者や障がいを持つ人が、住み慣れた地域社会の中で自立し、社会参加できるような生活環境づくりが求められていることから、建築物や公園、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化を推進する。

本地域はその地理的な条件等により医療機関の偏在が認められることから、住民の医療を確保するため、へき地医療、救急医療の充実はもとより、医療施設相互間の機能分担と連携に配慮した適切な医療供給体制の整備を図る。

② その他の施策

高齢者が心身の健康を維持・増進し、元気に過ごせるよう介護予防事業

に積極的に取り組むとともに、高齢者が長年にわたって培った知識や経験を生かした地域活動やボランティア活動などを通じて、生き生きとした生活を送ることができるよう、社会参加等を促進する。

何らかの支援が必要になっても高齢者が住み慣れた地域において、尊厳を持って自立した生活を送ることができるよう、サービスの効果的な使い方・質の向上を図る。

## (2) 児童の福祉の増進を図るための対策

結婚について、社会全体で支援する気運を醸成するとともに、多様な保育サービスの充実、多様な働き方への意識啓発、地域における相談体制や子育て支援サービスの充実などに取り組み、こどもを産み育てやすい環境づくりを推進する。

全てのこどもが健やかに育つように、ひとり親家庭など、様々な環境にあるこどもや家庭に対する支援を行うとともに、こどもへの虐待の防止に取り組む。

## 9 教育及び文化の振興

少子化・高齢化や高度情報化の進展等、社会情勢が大きく変化し続けている中で、年齢や性別を問わず、一人ひとりが社会の様々な分野で生き生きと活躍していくために、家庭教育、学校教育、社会教育を通じて職業生活に必要な新たな知識・技能を身に付けたり、あるいは社会参加に必要な学習を行うなど、生涯を通じての学習が必要となっている。

また、家庭や地域の教育力の向上、高齢者の健康維持への対応等、地域における課題解決のための生涯学習や、地域の歴史・文化資源を大切にする街づくりへの関心やニーズが高まってきていることから、これらの観点に立った施策を推進する。

### (1) 地域振興に資する多様な人財の育成

人口減少や少子化・高齢化などが進行する中で、本地域における様々な地域課題に対応し活性化を図るため、地域活動を志す人財の発掘・育成を推進する。

活力ある地域づくりのため、地域の資源を生かした観光やものづくりなどの生業（なりわい）づくりに取り組むリーダーや地域の課題解決を支える人財の育成を推進するとともに、地域を持続的・自立的に発展させるため、地域を支える若手就業者の育成・確保や、女性の創業・起業などの新しい取組へのチャレンジを推進する。

豊かな学びと社会参加活動を図るため、大学、企業、NPOなどと連携した多様な学びの機会の充実や学びを生かした活躍の場づくりなどを推進する。

## (2) 教育の充実

児童生徒の主体的な学びの推進に向けて、各学校の実情に応じた環境整備を行い、企業や地域との連携促進など探究学習の充実を図るほか、多様な学びに対応できるよう、遠隔授業等の実施に取り組む。

多様化・高度化する県民の学習ニーズに応じた学びの機会の提供に向けて、地域住民がいつでもどこでも学習することができる環境の整備・充実を推進する。

生徒自身の居住地等について理解を深める「あおり創造学」や全国からの生徒募集「あおり留学」などの地域資源を活用した魅力的な体験ができる学習の場の提供を推進する。

## (3) 地域文化の振興

風土により形作られた景観地の保存・活用を図るため、地域住民の景観形成に対する関心と行動への意欲を高めるとともに、地域固有の文化財の保存・活用を図るため、市町村による文化財保存活用地域計画の策定、遺跡発掘調査事業、無形民俗文化財保存公開事業及び所有者が行う指定文化財の保存・整備事業等を促進する。

## 10 自然環境の保全及び再生

下北半島国定公園や下北ジオパークなどの本地域の豊かで美しい自然環境が作り出す景観を損なわないよう、人と自然の共生、自然環境との調和に十分配慮し、以下の施策の推進に努めることとする。

### (1) 自然環境の保全及び再生を図るための対策

自然環境の保全のため、特に必要なものを県自然環境保全地域や県緑地保全地域として指定し、地域内で建築物の新築・増改築、土地の形質変更等を行う場合はあらかじめ許可または届出させるとともに、エコツーリズムなどの自然環境に配慮した適切な利用を推進する。

### (2) 海岸漂着物対策

太平洋、津軽海峡、陸奥湾と三方を海に囲まれ、千島寒流、津軽暖流の2つの海流の影響を受ける地理的な特性により、毎年多くの海岸漂着物が発生していることから、地域の海岸漂着物対策方針を定め、対策を推進すること

により、海岸の良好な景観、多様な生態系の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全など総合的な海岸の保全を図る。

## 1 1 再生可能エネルギーの利用の推進

国のエネルギー基本計画に基づき、電力の構造転換が図られている中、再生可能エネルギーの普及拡大が必要不可欠な状況となっている。

本地域は二又風力発電所などの風力発電を中心とした再生可能エネルギーの立地拠点となっているが、未来世代へと引き継がれるべき自然環境等の保全や地域の理解の促進、事業者の適正な事業規律の確保が必要である。

このため、自然環境等との共生、県・地元自治体・地域関係者の合意及び地域経済等への貢献を前提とした再生可能エネルギーの円滑な導入や利用の推進に向けて、以下の施策を推進する。

### (1) 地域の理解や適正な事業規律の確保

令和7年3月に制定した「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」に基づき、広域的な視点から守るべき自然環境等を保全するため、あらかじめ本県の再生可能エネルギーに対する保護・保全の地域区分（ゾーン）を明示し、設置計画の立案段階から、地域区分に応じた配慮を求めることで、再生可能エネルギーの円滑な導入を推進する。

また、同条例により、再生可能エネルギー発電施設の設置に当たり地域との合意形成手続を義務付けることで、地域と事業者が対話する機会等を設け、地域のメリットを明確にし、地域の視点から守るべき環境を保全する。

### (2) 再生可能エネルギー利用推進の取組の充実

エネルギーポテンシャルの高い本地域においては、再生可能エネルギーや熱エネルギーなどの地域資源を最大限生かし、産業経済の活性化、新たな雇用創出を推進する。

## 1 2 地域間交流の促進

下北半島国立公園や下北ジオパークに代表される本地域の自然環境、地域の特性を存分に生かした農林水産業、地域の風土によって育まれてきた伝統文化、個性ある歴史や特産品など地域独自の豊富な資源の有効活用を図ることとし、産業、経済、スポーツ、文化等、様々な形で他地域との交流を促進するため、以下の施策を推進する。

### (1) 地域間交流の促進のための方策

農林水産業が担っている多面的機能についての理解や、住民相互の連携を促進するための交流の場として、農林水産物及び加工品の販売施設、農林漁業体験施設などの整備を推進する。

自然や温泉などの天然資源、街や農山漁村の景観、歴史・文化等をフルに活用し、エコツーリズムや農泊などの体験型旅行を通じて、都市住民等との交流を促進する。

安全・安心で良質な農林水産物など旬の食材を活用したメニューの開発、郷土料理などの伝統料理に関する情報提供、ホスピタリティーの向上に努め、地域間交流の活発化に必要なソフト面の充実を図る。

グローバル化や情報化の進展に伴い、半島地域市町村においても、アジア近隣諸国や北米をはじめ、海外諸地域、諸都市との姉妹・友好提携等が行われ、国際交流が進められているほか、在住外国人も増加してきていることから、国際交流団体・ボランティア団体に対する支援、相談窓口の機能強化などにより、国際交流の推進を支援する。

## 1.3 移住等の促進、人財育成及び関係者間連携

人口減少や高齢化が進行している本地域において、持続可能な地域社会を構築していくために、移住を促進し、定住につなげるとともに、多様な働き方や暮らし方を可能とする二地域居住や関係人口の増加、加えて、地域の振興に寄与する人財の確保及び育成に向けて、県・市町村が連携し、以下の施策を推進する。

### (1) 移住、定住及び二地域居住の促進

地域力の再生や関係人口の創出・拡大を図るため、本地域への移住・定住・二地域居住に係る情報発信や、本地域における移住者等の受入体制の整備を推進する。

### (2) 人財の確保及び育成

青森県人づくりビジョンに基づき、「ふるさとに誇りを持ち、創造力豊かで、青森新時代を主体的に切り拓くことのできる人財」の育成を目指すため、

- ① 予測困難な時代を生き抜く力を身に付けた次世代の本県を担う人づくり
- ② 時代の変化に対応した自己変革へのマインドを高める人づくり
- ③ 県民の所得向上を実現する人づくり
- ④ 持続可能な地域づくりをけん引する人づくり

の方向性に基づいた取組を実践していく。

外部人財の知見や視点を活用するため、地域と大学等との連携を深めていくとともに、経済社会の変化や地域ニーズの変化に対応した人財育成を推進する。

### (3) 関係者間連携の強化

本地域における半島振興の更なる推進に向けて、県及び関係市町村職員が連携し、各種取組に積極的に関与する。

## 1.4 半島防災の推進

半島地域は、急峻な地形が多く、長い海岸線を有しており、台風や大雨、地震、津波、豪雪などによる自然災害を受けやすい状況にある。また、本地域には原子力施設が多数立地していることから、原子力災害への備えも必要となる。

本地域の地理的特性を踏まえた「半島防災」の推進を図るため、事前防災・減災等の観点から、災害による被害を最小限に抑えるとともに、地域住民の孤立を防止するための施策を、以下の視座に立って推進する。

### (1) 災害防除のための国土保全施設等の整備

災害に強い安全・安心な国土づくりについては、防災関係機関との連携を図りながら、地域内の災害危険箇所などに関する情報の共有を進め、山地の保全、砂防、地滑り・急傾斜地・なだれ対策、道路の防災対策、河川・海岸・ため池のほか、本地域の復旧及び復興の拠点となる港湾、漁港や避難施設、防災道の駅、備蓄倉庫、非常用電源設備、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備・維持管理に取り組む。

また、整備に当たっては、洪水、土砂災害、風害に対する治山治水対策や高潮、侵食に対する海岸保全対策を行うとともに、生態系の保全や自然環境との調和など、周辺環境や景観に配慮しながら進める。

### (2) 防災体制の強化

地形的条件に基づく、危険箇所情報や津波浸水区域等のハザードマップ作成と情報提供を行い、「孤立集落をつくらない」との視点に立った、最適な避難経路、避難場所等の確保に向けた対策を推進する。

また、孤立集落発生時において、国・県・非被災市町村から海路による人員派遣・物資輸送等の支援が行える体制を構築する。

防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救援及び救助を行うための体制整備や関係行政機関の連携強化等を図る。

地形的条件による防災力の不足等への対応のため、地域住民に防災意識が

定着する取組を進めるとともに、消防団等の充実強化や自主防災組織、防災ボランティアなど、自らの手で地域を守る住民の取組を促進する。

被災した場合の経済的な備えとして、地震保険等の普及を促進する。

原子力防災対策の充実については、青森県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、各種防災対策を講じるとともに、原子力防災訓練の実施等を通して、緊急時対応能力の向上を図る。

### (3) 所要の対策における K P I

本地域の半島防災における施策の進捗度を定量的に把握するため、K P I（重要業績指標）を別紙のとおり設定する。なお、指標は、令和 8 年度に改定予定の青森県国土強靱化地域計画の指標に準じて改定する。

## 1 5 その他地域振興に関する事項

### (1) 感染症発生時における住民生活の安定

感染症発生時において、地域住民の生活及び経済活動への影響を最小限に抑え、医療機関や DMAT、DPAT、DHEAT などと連携・役割分担し、迅速に対応するため、新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、新型インフルエンザ等対策青森県行動計画に基づき、常時から感染症対策の強化・充実を図る。

### (2) 生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

市町村と住民との連携・協働を進めるための中間支援的な立場の人財・組織の掘り起こしや、地域の新たなつながりや価値の共創に向けた伴走支援のほか、地域おこし協力隊や国の地方創生伴走支援制度等も活用しながら、人口の著しい減少等により、地域社会における活力が低下している地域を支援する。

### (3) ツキノワグマ出没対策

近年、ツキノワグマの出没件数が増えており、人身被害も発生していることから、捕獲に向けた担い手の育成や、鳥獣保護管理の強化・D X、緊急銃猟の適切な運用など地域住民の安全・安心を第一とした対策を実施する。

(別紙) 下北地域半島振興計画 KPI (重要業績指標) 一覧

※令和8年度改定予定の青森県国土強靱化地域計画の指標に準じて改定。

施策	KPI (重要業績指標)	計画策定時	目標値	目標年度	担当課
基幹的道路交通ネットワークの形成	下北半島縦貫道路の道路整備率	41%	61%	令和8年度	県土整備部道路課
緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策	緊急輸送道路における道路法面の要対策箇所対策率	46%	50%	令和10年度	県土整備部道路課
住宅の耐震化	住宅の耐震化率 (県全体)	87%	93%	令和10年度	県土整備部建築住宅課
内水ハザードマップの作成・公表	内水ハザードマップ策定対象市町村の公表率	0%	100%	令和12年度	県土整備部都市計画課
防災重点農業用ため池の防災・減災対策	防災重点農業用ため池の防災工事に着手する地区数 (県全体)	26地区	37地区	令和10年度	農林水産部農村整備課
合併処理浄化槽への転換の促進	合併処理浄化槽の普及率 ※浄化槽普及人口の総人口に対する割合	28%	33%	令和8年度	環境エネルギー一部環境政策課